

一般社団法人山口県レクリエーション協会
レクリエーション用具等貸出事業実施要綱

平成28年3月24日制定

1 目的

この要綱は、個人、学校、地域、企業または団体等にレクリエーション用具等の貸出しを行うことにより、余暇の充実と健康の保持・増進、スポーツ・レクリエーション活動の健全な普及及び発展に貢献することを目的とする。

2 貸出先

用具等の利用ができる者は、スポーツ・レクリエーション活動に関心のある個人または団体等で、政治的、宗教的活動若しくは営利行為を目的としないこと。

3 貸出対象用具及び料金

貸出対象用具及び料金は、一般社団法人山口県レクリエーション協会（以下「県レク協会」という。）が所有するレクリエーション用具等で別表に掲げる通りとする。但し、県レク協会正会員、指導者会員、賛助会員への貸出料金は半額とする。

県レク協会講師派遣に於いて用具等の使用が必須の場合の貸出料金についてはこの限りではない。

4 貸出期間

貸出期間は、原則として貸出日及び返却日を含む7日以内とし、用具等の貸出及び返却は、県レク協会事務所にてあらかじめ決められた時間内に行うものとする。

5 申請

レクリエーション用具等の借用を希望する団体等は、県レク協会へ電話にて借用の可否を問い合わせ、借用が可能な場合は、レクリエーション用具等借用申請書に必要事項を記入の上、速やかに申込みをするものとする。

6 禁止事項

借用物品の目的外の使用や第三者への転貸は一切禁止するものとする。

7 紛失・破損

借用物品の紛失や破損があった場合は、使用者が補充・補修または実費弁償しなければならない。

8 損害

借用物品の使用に伴い他者への損害を生じさせた場合は、使用者の責任とする。